

# 再意見書

平成 13 年 6 月 22 日

情報通信審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001

(ふりがな) とうきょうとみなとくらのもん  
住 所 東京都港区虎ノ門3 - 8 - 2 1

(ふりがな) いー・あくせす かぶしきがいしゃ  
氏 名 イー・アクセス株式会社

(ふりがな) だいはうとりしまりやくしゃちょう せんもと さちお  
代表取締役社長 千本 倅生

情報通信審議会議事規則第 5 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 13 年 5 月 18 日付け情審通第 104 条で公告された省令案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

東日本電信電話会社及び西日本電信電話株式会社の指定電気  
通信設備に関する接続約款の変更案に対する弊社の再意見  
- 光ファイバ設備及び地域 I P 網の接続料等 -

## 1 . はじめに

今回、NTT東西より意見がないため、NTT東西に対する再意見が不可能です。NTT東西へ質問する機会として、NTT東西の接続会計及び接続約款に関する質問を接続事業者ができるような情報公開の手続、または、今回の算定根拠について詳しくNTT東西から説明を受ける場(算定根拠の説明会及びパブリックヒアリングなど)を設けていただけよう強く要望いたします。

以下、弊社の意見を述べさせていただきます。

## 2 . 接続約款案に関する再意見

### ( 第 94 条の 6 ) 光回線設備の回線毎の伝送損失

ユーザビリティにサービスを提供する以上、品質の確保は必須であるため、接続事業者が光回線設備を利用する場合に、伝送損失の把握は必ず必要となります。よって、本事項については調査費として個別に設定するのではなく、第 94 条の 7 で規定する項目の 1 つとする事が適当と考えます。

( K D D I )

- ・ 伝送損失については、距離や接続点数から計算して求める「計算値」と、芯線又はテープ単位で実際に測定する「実測値」とあると思います。「計算値」は第 94 条の 7 に関する情報として、「実測値」は第 94 条の 6 に関する情報として、N T T 東西から情報提供いただきたいと考えます。
- ・ また、伝送損失の調査にかかる費用ですが、現在の接続料金に伝送損失の測定に関する費用が含まれているのであれば光回線設備の場合も特に追加費用はほとんど発生しないと考えます。N T T 東西は自社内で定めた伝送品質を満たしていることを確認したうえでダークファイバを接続事業者提供しているのですから、線路調査は接続事業者の要求にかかわらず N T T 東西で毎回行っていると認識しております。つまり、測定にかかる費用はすでに含まれているはずであり、費用がかかるとすれば、調査した内容について書類を作成するというごくわずかな経費のことを指すと理解しております。接続約款案では調査時間として 1.133 時間かかるとしていますが、調査時間を除いた書類作成時間に修正いただけるよう要望いたします。

## (料金表) 端末回線伝送機能、光信号中継伝送機能

### 施設設置負担金について

施設設置負担金相当の加算額について、1回線 = 2芯とし、加算額については942円/月を2で除して471円/月を1芯あたりの料金とするのが適当と考えます。

(KDDI)

算定の基となる負担金額は回線単位であるにも関わらず、負担金見合い額は芯単位となっております。負担金は、2芯であっても同一金額であり、一律芯あたり942円を加算することは不合理であると考えます(算定資料でも光回線の約9割が2芯式となっている)。したがって、接続料算定においても、回線単位での加算(具体的には、2芯式相当の利用であれば、加算料は942円とする)もしくは、**1芯あたり471円の加算とすべきと考えます。**

(JT)

- ・ 賛成いたします。
- ・ このような問題は、算定根拠に回線数や芯線数を混合して使用していることから生じており、同様の問題が、「顧客管理・料金計算費用」にもあてはまると考えます。帯域分割端末回線伝送機能は157円/回線・月ですが、NTT東西の「Bフレッツ」のように光ファイバを1芯単位で使用する回線もあれば、専用線と同様に光ファイバを2芯単位で使用する回線もあります。NTT東西が回線の管理を一律芯線単位で行うという理由で接続料も回線(=1芯)単位ですることには大変問題があるため、専用線と同様に2芯単位の管理を要望する接続事業者に対しては2芯単位の管理を行うなど、柔軟な対応及び適正な原価算定を強く要望いたします。

### 算定根拠の情報開示について

暫定的接続料と申請案接続料の大幅な料金値差、各算定方法の違い、その違いを生み出した原因等が明確になされていないこと。光信号端末回線伝送機能と光信号中継伝送機能の光ファイバ設備は、ほぼ同様の設備から構成されているにもかかわらず、提供料金単位やその料金額に違いがあること。各算定方法については、簡単なコスト算定方法が提示されているに過ぎず、各コスト項目の詳細データやその算定方法やデータを用いる理由(例えば、加入者コストをなぜケーブル長比等でメタル/光に分けるのか等)、アンケートの実施方法、結果等の妥当性を担保するだけの**情報がないこと等が、この料金算定根拠に疑問を抱かせるものにしております。**

(MCI Worldcom)

施設保全費は芯線長比で配賦しておりますが、この比率や実際の長さが不明です。本機能の芯線長と、**その他の加入者回線長等の開示を要望します。**線路設備の保守に直接かかわるものとそうでないものの比率等の内訳が不明なため・・・回線あたりで費用を見ると光回線は、メタル回線の約2.3倍と大きな差となっており、この結果から、長さに大きな差があるものと想定されます。

「料金設定に使用した回線数」において、メタル回線は2線式及び4線式の双方とも回線数そのままを使っておりますが、光回線については2芯のものを2回線と変換しており、結果として光回線のみが芯線という単位になっています。ここで用いられた芯線長比も同様な考え方で算定されているかは不明ですが、一方のみを芯線に変換することは整合性が崩れるため、合理的とは考えられません。本算定に用いられている単位が回線、対数あるいは1線あたりなのか不明なため**芯線長や変換の有無等の情報について公開を要望します。**

減価償却費及び固定資産除却費については、・・・設備によっては個別把握できるものは直課し、それ以外では正味価額で配賦されているものがありますが、個別把握しているものの内訳、正味資産価額で配賦している内訳が不明ですので内訳の公開を要望します。光信号中継伝送機能におきましても、・・・「設備区分の費用明細表」におけるどの区分にどれだけの金額が入っているのか不明ですので、**内訳の公開を要望します。**

需要予測について、・・・加入者数での需要、利用意向調査の内容、予測方法等の具体的内容及び予備芯線がある場合にはその**芯線数の開示を要望します。**

光信号中継伝送機能にかかわる設備については事業者からの要望に基づいて建設されたものではないため、NTT東西独自の判断で設備量を決定しております。そのため設備が過剰である可能性があり、そうであった場合は原価が高くなります。接続事業者がそういったコストまで負担するのは不合理と考えられるため、**NTT東西の需要等、設備量を決定するための必要なデータを開示し、過剰設備文相当額を原価から減ずるか、総芯線数で按分する等の方法で過剰設備による影響を排除する必要があると考えます。**また、料金の設定に用いられている「**現用中継芯線長実績**」の定義を明確にしていきたいと考えます。

料金案に関する算定根拠におきましてはこれまで述べてきたとおり、不明な点が多くあります。こういった条件の中では十分な精査ができないため、問題点があったとしても意見書での指摘は不可能ですし、ヒアリングを実施したとしても議論が進展しないと考えられます。本来であれば、意見書募集の段階で算定根拠等の必要な情報については事前に開示され、それを基に意見書でのコメントやヒアリングでの議論がなされるべきと考えます。今後も様々な機能に関して料金が申請されると思いますが、**意見募集等を行う際には算定根拠等の情報について十分な開示が行われることを要望します。**

( K D D I )

- ・ 算定根拠に関してNTT東西の情報開示が不十分であるため情報公開を行っていただきたいという各社の意見に賛成いたします。
- ・ 弊社はパブリックコメント以前に算定根拠の説明をNTT東日本にお願いしましたが、時間がとれない、パブリックコメントの手続で質問を受付けるなどの理由でご説明いただけませんでした。その後、NTT東日本へ質問表も送付いたしましたが、ご回答いただけませんでした。パブリックコメントで質問するための必要な情報を接続事業者は与えられておらず、質問した内容に対してNTT東西が全ての質問に回答する義務が課せられているわけでもないのが現状です。
- ・ したがって、パブリックコメントでの質問についてはNTT東西により全て回答していただくとともに、パブリックコメント以外でもNTT東西へ接続料の説明責任を課していただけるよう強く要望いたします。

## 手続費について

区分			
光回線設備 設置手続費	協定事業者が、光回線設備（料金表第1表第1（網使用料）2 - 1 端末回線伝送機能表中第6欄の機能又は2 - 5 - 3 光信号中継伝送機能に限ります。）を設置する場合に要する費用	1回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する契約料に相当する額

- ・ 端末回線伝送機能及び光中継伝送機能は電話サービスやDSLサービスと違って、回線ごとに線路設備調査、POI調査等手続を踏まえ、線路設備申込、自前工事申込を行っているため、別に手続費が必要となる根拠が理解できかねます。手続費の内容についてどのような手続を指すのか明確にさせていただけるよう要望いたします。

## 故障受付について

「故障受付」の定義 = ユーザからの故障申告及び話中調べに関する受付、故障確認を行う試験受付業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。（「接続会計処理手順」より）

### 加入者線回線の指定設備管理運営費 内訳 (百万円)

	伝送路	主配線盤		合計
		試験受付 (再掲)		
光	7,7936		1,413	79,349
局外RT (光+メタル)	41,094		437	41,531
メタルほか	869,113		19,562	888,675
<b>合計</b>	<b>988,143</b>	<b>31,780</b>	<b>21,412</b>	<b>1,009,555</b>

試験受付は伝送路のうち再掲

- ・ 故障受付は、「ユーザからの受付」ではありませんが、端末回線ファイバの接続に関しては、ユーザからの問合せはNTT東西にはないことから、試験受付にかかる費用（約3%）は接続料から除外すべきと考えます。
- ・ なお、試験受付接続事業者は、ユーザからの故障受付を行い、接続事業者で切り分けを行った後、NTT東西側に原因がある場合は保守対応することとしており、保守に関する費用も相当分を支払う契約を行っております。以上の理由で、ドライカップでは試験受付にかかる費用は除外されていることを申し添えます。

## 公正有効競争の確保について

ダークファイバの利用に関連して、従来、NTT殿が推進する光化計画では、名目上「き線点までを光化しておけば、要望に応じて2週間以内に光ファイバを家庭に引き込める」としてきたが、現在のところ、煩雑な手続や工事体制の不備から開通まで実際には1～3ヶ月以上も要しているなど普及の障害となっている事例も散見される。「e-Japan重点計画」で国家をあげて広帯域インターネットの普及を推進しようとする中で、こうした実情の改善を図ることは急務であるので、以前、DSLサービスにおいて競合事業者が被った不利益などが再びダークファイバ又はFTTHサービスの利用において生じることのないよう公正な提供の確保にかかる措置を切望いたします。

(テレサ協会)

- ・ 賛成いたします。

## (その他)パブリックヒアリングの開催について

詳細な精査やにつきましても同様に、内訳が公開された後にヒアリング等で議論が必要と考えます。接続料金の水準はユーザへの提供料金を決定する上で非常に大きな要因になると考えられるため、意見書の募集だけではなく、十分な情報開示がなされた後にヒアリングの実施等で更なる意見聴取や十分な議論を行い、それを踏まえて接続料金の決定をする必要があると考えます。

( K D D I )

- ・ 賛成いたします。

## (その他)接続料と利用者料金の関係について

今回申請された接続サービスについては、東西NTT殿は、同一設備を利用して他事業者と競合するサービス(光端末を利用したサービス全般及びフレッツシリーズ)を提供しております。接続料金の妥当性については、原価の算定根拠が明確なことはもとより、公正競争条件を確保する観点から他事業者が同一条件で競争できることを担保することが必要であると考えます。弊社としては、英国で採られているスタックテストや、米国で採られているインピュテーションテストのような方法によりチェックを行うことが適切であると考えます。また、今後リリースされる東西NTTとのサービス(例えば、フレッツBサービス)や料金改定においても、同様のチェックを満たすことが必要であると考えます。

( J T )

- ・ 全面的に賛成いたします。

(組織名の敬称については省略させていただきました)

以上